

高速3号渋谷線火災に関する再発防止対策のレビュー 【資料5】

平成27年3月4日

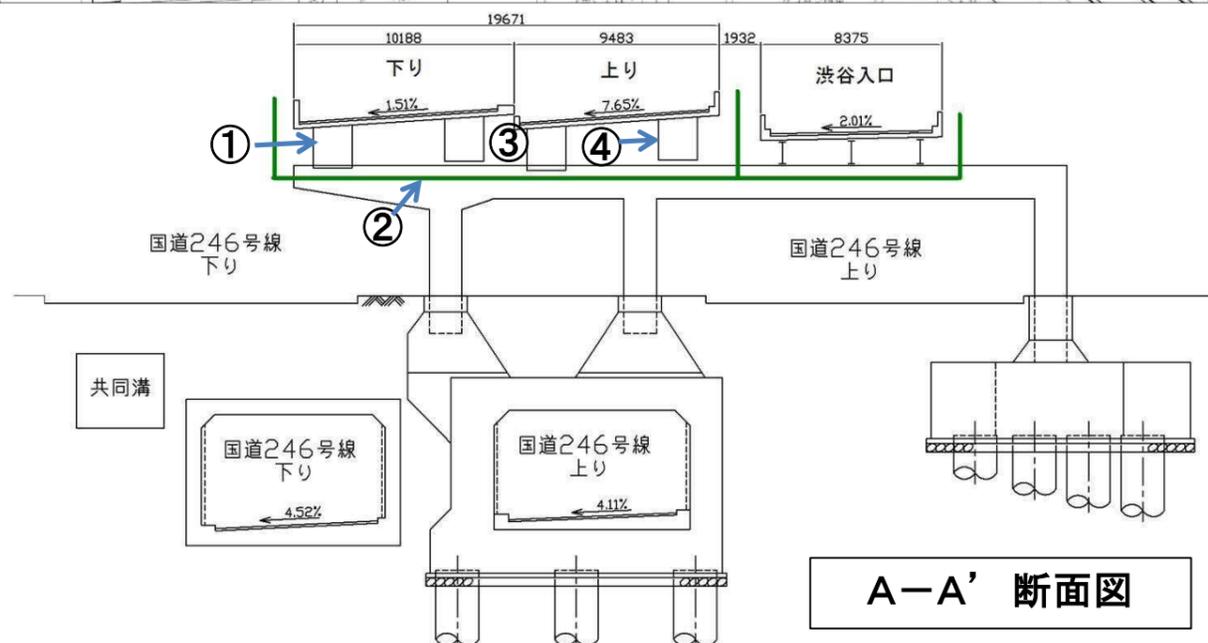
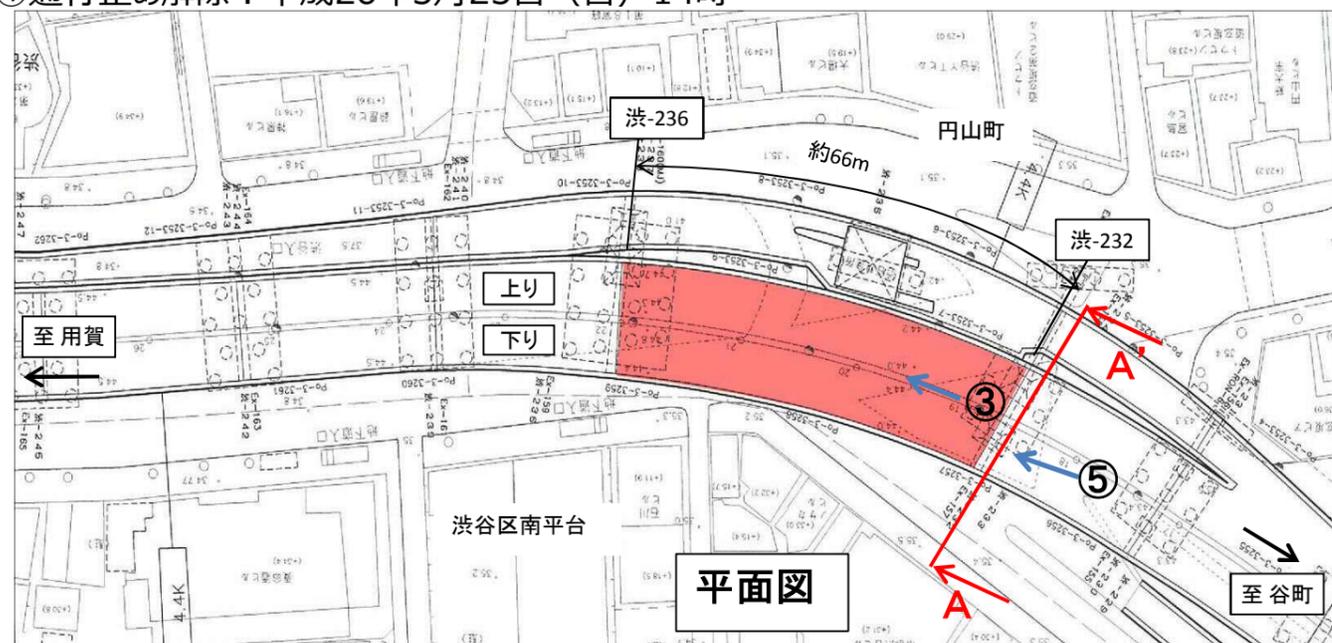
首都高速道路株式会社

高速3号渋谷線火災に関する再発防止対策のレビュー

【火災概要】

- ①発生日時：平成26年3月20日（木）14時頃
- ②発生場所：渋谷区南平台町付近(高速3号渋谷線高架下)
弊社の塗装塗替工事現場
- ③出火理由：塗装塗替工事における塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより出火し、足場シートに着火して延焼したもの
(会社推定)

④通行止め解除：平成26年3月23日（日）14時



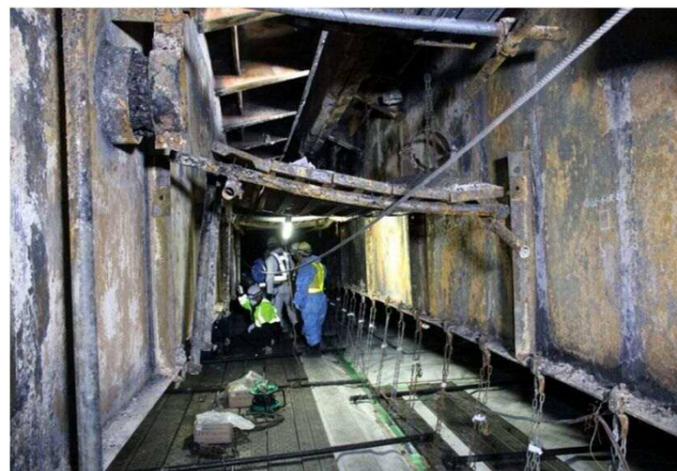
【①下り線 足場内】 撮影日：3/22



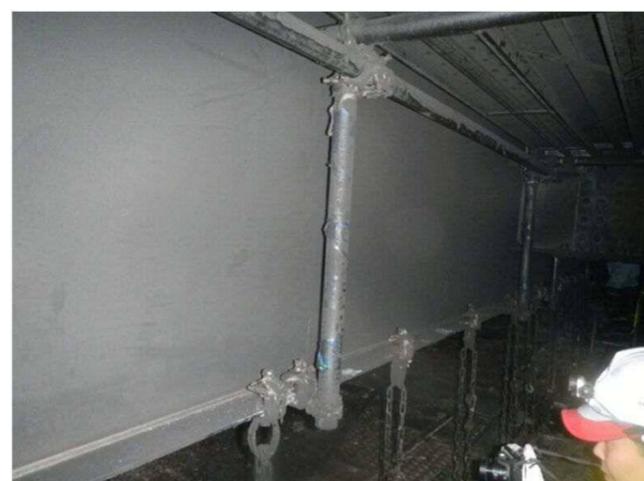
【②下り線 足場下】 撮影日：3/20



【③上り・下り 桁側面部】 撮影日：3/22



【④上り 足場内】 撮影日：3/20

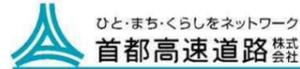


【⑤高速上 舗装】 撮影日：3/20



高速3号渋谷線火災に関する再発防止対策のレビュー

別紙



お知らせ

平成26年4月11日
首都高速道路株式会社

渋谷区南平台町付近(高速3号渋谷線高架下)の火災に関する再発防止対策について

首都高速道路株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:菅原 秀夫)は、渋谷区南平台町付近(高速3号渋谷線高架下)で発生した火災における「火災発生現場での問題点」と「再発防止対策」を取り纏めましたので報告します。

この火災により、お客様及び沿道の皆様には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1. 火災概要

発生日時:平成26年3月20日(木) 14時頃

発生場所:渋谷区南平台町付近(高速3号渋谷線高架下) 弊社の塗装塗替工事現場

出火理由:塗装塗替工事における塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより出火し、足場シートに着火して延焼したもの

2. 火災発生現場での問題点

- (1) 工事受注者が、施工計画書に塗装除去作業でのシンナー使用を詳細に記述することなく作業を行っていた。
- (2) 工事受注者の安全管理措置が不適切であった。

3. 再発防止対策(詳細は別紙参照)

この度のような火災を二度と発生させないよう、全ての塗装塗替工事を対象に下記について対策を講じる。

- (1) 作業手順を遵守するように工事受注者への指導を徹底する。
- (2) 危険物等の取扱い及び貯蔵について、工事受注者への指導を徹底する。
- (3) 火災予防対策として、防災性能を有する足場シートを用いること等を規定し、工事受注者を指導する。

今後の渋谷区南平台町付近(高速3号渋谷線高架下)の火災に関連する報告(恒久復旧等)は、弊社ホームページ(<http://www.shutoko.co.jp/>)にて公表させていただきます。

なお、恒久復旧にあたっては高速3号渋谷線の通行止めは行わない工法を検討しています。

記者発表クラブ 国土交通記者会
お問い合わせ先 首都高速道路株式会社 経営企画部 広報室 TEL 03-3539-9257

3号渋谷線高架下火災に関する再発防止対策について

1. 出火原因

塗装塗替工事における塗装除去作業中に、照明器具の電球部分にシンナーが付着したことにより出火し、足場シートに着火して延焼したもの。

2. 工事受注者の施工上の問題点

- (1) 施工計画書に作業手順の詳細な記述をせず作業を行っていた。
 - ・ウェス拭きによる塗装除去作業について、施工計画書ではシンナー(消防法における危険物・第4類第1石油類)拭きの記載はなかったが、実作業はシンナーを使用していた。
- (2) 安全管理措置が不適切であった。
 - ・引火性の高いシンナーを使用する直下で防爆性能*を有さず、かつ表面が高温となる仮設照明(200W白熱球)を使用していた。
 - *照明器具内部の電気的な接点で生じた電気火花を器具の外部へ漏らさず、誘爆を防ぐように密閉・保護された構造のもの
 - ・引火性の高いシンナーを使用する直下で、防災又は難燃性能を有していないシートを使用していた。

3. 再発防止対策

この度のような火災を二度と発生させないよう、全ての塗装塗替工事を対象に下記の対策を講じる。

(1) 作業手順の遵守について

- ・消防法における危険物及び指定可燃物(以下「危険物等」という。)を用いた作業を行う場合は、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出させ、その手順を遵守するよう受注者に対して指導を徹底する。
- ・施工計画書に記載している作業以外の作業を行う際は、あらかじめ施工計画書を変更することを再度周知徹底する。

(2) 危険物等の取扱い及び貯蔵について

- ・防爆性能を有さない白熱球等、発火の原因となる恐れがある物品の使用を避けるよう、受注者に対して指導を徹底する。
- ・危険物等の数量及び保管方法について引き続き関係法令を遵守するよう受注者を指導するとともに、チェックシートにより具体的に把握する。
- ・危険物等の保管方法及び取扱いに関し疑義がある場合は、事前に管轄する消防署に確認を行うよう受注者を指導する。

(3) 火災予防対策について

- ・必要に応じて、火災予防に対する知識及び技術を有する者による安全パトロールを実施する等、火災予防に関する安全管理を徹底するとともに受注者を指導する。
- ・防災又は難燃性能を有する足場シートを用いるよう規定するとともに、防災又は難燃性能を有していないシートの使用を制限するよう受注者を指導する。

上記再発防止対策が確実かつ継続的に実施されるよう、定期的にフォローアップを行う。

高速3号渋谷線火災に関する再発防止対策のレビュー

工事受注者が再発防止対策で求められている火災予防対策	7号線塗装塗替え工事の対応状況
1-1 消防法における危険物及び指定可燃物を用いた作業を行う場合は、作業手順を詳細に記述した施工計画書を提出し、その手順を遵守する。	作業手順を詳細に記載した作業計画書を提出していた。 (作業計画書)
1-2 施工計画書等※1に記載している作業以外の作業を行う際は、施工計画書等を変更し、あらかじめ首都高へ提出し、承諾を得る。	作業計画書は、変更されていない。 (作業計画書)
2-1 防爆性能を有する照明器具等の使用 危険物等を取扱う際は、白熱球等、発火の原因となる恐れがある物品の使用を避け、防爆性能を有する照明器具等を用いる。	発火の原因となる恐れのある白熱球等は使用せず、LEDを使用していた。 (現地確認)
2-2 危険物等の管理 危険物等の数量及び保管方法について関係法令を遵守するとともにチェックシートで具体的に把握する。	関係法令に則り、作業計画書を作成しチェックシートにより管理していた。 (作業計画書) 平成27年2月17日の現場検証において、当現場の危険物の数量は、消防法に規定されている指定数量を超過していたことが確認された。これについては平成27年2月19日に撤去完了。
2-3 危険物等の保管方法及び取扱いに関し疑義がある場合は、事前に管轄する消防署の確認を受ける。	疑義がなかったため、確認していない。 (受注者に確認)
3-1 首都高にて主催する安全パトロールに参加する等、火災予防に関する安全管理を徹底する。	首都高が主催した安全大会や安全パトロールに参加していた。 (安全大会出席者名簿)
3-2 防火又は難燃性能を有するシートの使用 危険物等を取扱う際は、延焼予防対策として防火又は難燃性を有するシートを用いるよう計画し、施工計画書等に記載する。また、防火又は難燃性能を有していないシートを使用する際は、使用の範囲を制限した計画とし、施工計画書等に反映する。	作業床(底面部)上は、防火シート(下層及び中層)とポリエチレンシート※2(上層)の3層構成、中段足場上は、防火シート(下層)とポリエチレンシート(上層)の2層構成にて床養生していた。また、中段足場の下面は、ポリエチレンシートにて養生していた。 (現地確認)

※1 施工計画書等とは、施工計画書及び作業計画書をいう

※2 作業計画書には、言葉を省略し「ポリシート」と記載